

自転車等の安全利用の促進に向けた取組の強化

道路交通法の改正

令和5年4月1日からすべての自転車利用者に対して、自転車用のヘルメットの着用が努力義務化されました。
 また、令和5年7月1日からは、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）についても、一定の条件のもとで運転免許が不要になり、移動手段の多様化による交通ルールの徹底が必要です。
 そのため、交通安全への啓発活動を一層強化するとともに、新たに自転車用ヘルメットの購入費用を助成することで、着用の徹底を促進し、安心・安全な生活環境を整備していきます。

1 自転車用ヘルメットの購入費用を助成します

○事業概要

自転車を利用する方のヘルメットの着用を促進するため、一定の安全基準を満たしたヘルメットを購入した方に、購入費用を助成する制度を開始します。

○対象者

区内在住の方

○対象品

- 次のすべての要件を満たした自転車用ヘルメット
- ・SGマーク等、安全基準を満たしているもの
 - ・令和4年12月23日（※）以降に新品で購入されたもの
 （※道路交通法の改正の施行日（令和5年4月1日）を定める政令が公布された日）



○助成額

- 一人につき3,000円
- ※申請は一人一回限りとし、3,000円未満のヘルメットについては販売価格を上限とします。
- ※申請月の翌月に指定の口座に振り込みます。

○実施時期

- | | |
|----------|--------|
| 令和5年8月 | 相談窓口開設 |
| 8月中旬 | 申請受付開始 |
| 令和6年3月上旬 | 申請受付終了 |

○予算

15,000千円（3,000円×5,000個）



2 自転車等の安全利用に向けて周知啓発活動に取り組んでいきます

○イベント等を通じた周知啓発

区内4警察や地域で活動する皆様と連携し、交通安全の意識を啓発していきます。
 また、「ふれあいフェスタ」等の大規模イベントを通じた周知啓発活動にも取り組んでいきます。

【今後予定されているイベント】

- ・交通安全のつどい
- ・スケアードストリート
- ・電動キックボード等の利用者に対する啓発活動
- ・「全国秋の交通安全運動」と合わせた啓発活動



4年ぶりに開催された
新宿区交通安全パレードの様子

○普及啓発物品の充実

デザイン性に富んだヘルメットや、持ち運び用ダイヤルロックなどの紹介を通じて、ヘルメットに対する抵抗感の軽減に取り組んでいきます。



様々な種類の自転車用ヘルメット